

平成二十八年十月十一日受領  
答 弁 第 三 一 一 号

内閣衆質一九二第三一号

平成二十八年十月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出プルトリウムに関する日本政府の国際公約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出プルトニウムに関する日本政府の国際公約に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「いわゆる国際公約」の定義が必ずしも明らかではないことから、お尋ねにお答えすることは困難であるが、我が国では原子力の利用に関し、「利用目的のないプルトニウムは持たない」ことを原則としており、これまでの国際会議において、我が国政府の代表が、この原則について述べてきている。政府として把握している限りでは、平成四年九月二十一日に当時の谷川寛三科学技術庁長官兼原子力委員会委員長が第三十六回国際原子力機関総会において初めて述べている。